

金融商品取引法等の一部を改正する法律の公布に伴う  
社債等に関する業務規程等の一部改正について

1. 改正趣旨

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）により、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）が改正され、平成 26 年 12 月 1 日から施行される。本改正においては、投資信託に係る運営の効率性向上の観点から、投資信託の併合に係る手続の見直しが行われ、投資信託の併合に関する振替口座簿の記載又は記録手続に係る規定が整備されることとなった。

上記に伴い、「社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行うとともに、文言の修正を行う。

2. 改正概要

(1) 投資信託の併合に係る整備

投資信託振替制度において、平成 19 年に整備した投資信託の併合に関する振替口座簿の記載又は記録手続について、今般の振替法改正を踏まえた所要の改正を行う。

改正内容については、信託の併合に係る各信託の受益権が社債等振替業において取り扱う振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して社債等振替業において取り扱う振替投資信託受益権を交付しようとするときには、新規記録及び抹消（解約）に準じるものとする。

（規程第 26 条、第 58 条の 47、第 58 条の 48、第 58 条の 58、第 58 条の 59、第 58 条の 60、第 58 条の 60 の 2、第 58 条の 60 の 3、第 58 条の 60 の 4、第 58 条の 60 の 5、第 70 条の 2 の 2、社債等施行規則第 27 条の 53、第 27 条の 59 の 2、第 27 条の 59 の 3、第 27 条の 59 の 4、第 27 条の 59 の 5、第 31 条の 2 の 2）

(2) その他

規程の一部について文言の修正を行う。

（社債等業務規程第 58 条の 36、第 58 条の 37、第 58 条の 49、第 58 条の 61、第 58 条の 62、第 58 条の 63、第 58 条の 64、第 58 条の 65、第 58 条の 66、第 58 条の 67、第 58 条の 68、第 58 条の 69、第 58 条の 71、第 58 条の 72）

3. 施行日

平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

以 上